

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3138号)

令和6年12月5日

横情審答申第3138号

令和6年12月5日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和4年5月6日市市情第235号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和2年度、令和3年度 第11期横浜市情報公開・個人情報保護審査会の委員を採用した後、市が交付する採用通知書、解職、報酬、費用弁償、公務災害補償、職員証、その他身分の取扱いに関する文書。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「令和2年度、令和3年度 第11期横浜市情報公開・個人情報保護審査会の委員を採用した後、市が交付する採用通知書、解職、報酬、費用弁償、公務災害補償、職員証、その他身分の取扱いに関する文書。」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和2年度、令和3年度 第11期横浜市情報公開・個人情報保護審査会の委員を採用した後、市が交付する採用通知書、解職、報酬、費用弁償、公務災害補償、職員証、その他身分の取扱いに関する文書。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年4月1日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、旧条例第10条第2項により非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 採用通知書

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の第11期の委員（以下「本件委員」という。）に対しては、就任に当たり委嘱状を交付しており、採用通知書を交付する必要性がないため、作成しておらず、保有していない。

## (2) 解職に関する文書

現在までのところ、解嘱（解職）した本件委員はおらず、委嘱に当たり、あらかじめ解嘱についての取扱等を文書で交付することもしていないため、作成しておらず、保有していない。

(3) 報酬、費用弁償及び公務災害補償に関する文書

本件委員の委嘱後に、報酬、費用弁償及び公務災害補償に関する文書を交付していないため、作成しておらず、保有していない。

(4) 職員証

横浜市職員服務規程（平成21年3月横浜市達第3号）第4条で規定する職員は、一般職に属する地方公務員であり（同規程第1条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項）、特別職の地方公務員である審査会の委員には適用されないため、作成しておらず、保有していない。

(5) その他身分の取扱いに関する文書

本件委員の委嘱後に、開示請求書で例示された文書以外の身分の取扱いに関する文書は、作成しておらず、保有していない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の開示を求める。

(2) 採用通知書を交付していないことは、非常勤特別職職員（私人）との労働条件通知書の書面を交付していないと解され、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「雇用管理改善法」という。）第6条に抵触するものである。なお、平成31年4月1日からは電磁的方法も含まれており、それについても開示を求める。

(3) 職員証について、弁明書には特別職の地方公務員である審査会の構成員には適用されないとあるが、その他の地方公務員法第3条第3項に区分される特別職地方公務員にあっては、現に着用しているものもいる。

(4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により処分を取り消し、旧条例第19条第1項第2号の規定を考慮し、関係する文書の存在を確認し、見つけしだい、全部開示するべきである。

#### 5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基

づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 審査会の委員について

審査会は、開示決定等に対する審査請求についての諮問に応じて調査審議等する市長の附属機関である。その委員の任期は2年であり、身分は地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員である。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和2年度及び令和3年度に本件委員を採用した後、横浜市が交付する採用通知書、解嘱に関する文書、報酬、費用弁償及び公務災害補償に関する文書、職員証並びにその他身分の取扱いに関する文書である。

(4) 本件審査請求文書の不存在

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 採用通知書

本件委員に対しては、就任に当たり委嘱状を交付しており、採用通知書を交付する必要性がなく、作成しておらず、保有していない。

本件委員就任に当たり、勤務時間等の条件は、当時、審査会の委員就任依頼の際に説明していたため、委嘱後、勤務条件を記載した採用通知に相当する文書も作成しておらず、保有していない。

(イ) 解嘱に関する文書

審査会の委員の解嘱については想定していないため、解嘱の「事由」や「条件」を定めた文書は作成しておらず、保有していない。

本件委員で解嘱した委員はおらず、委嘱に当たり、あらかじめ解嘱についての取扱い等を文書で交付することもしていないため、解嘱に関する文書は作成しておらず、保有していない。

(ウ) 報酬、費用弁償及び公務災害補償に関する文書

報酬等の勤務条件は、審査会の委員就任依頼の際に口頭で説明していたため、報酬に関する文書は作成しておらず、保有していない。

また、審査会の委員に対して費用弁償は行っていない（旅費は不支給）ことから、本件委員の委嘱後に費用弁償に関する文書を作成・交付しておらず、これを保有していない。

公務災害補償については、本件委員の委嘱後に公務災害補償に関する文書を作成・交付していないことから、これを保有していない。

(エ) 職員証

横浜市職員服務規程第4条では、「職員は、職務の執行に当たっては、職員き章及び名札を着用し、職員証を所持しなければならない。」と規定されているが、同規程第1条では、地方公務員法第4条第1項の職員、すなわち一般職の地方公務員を対象としているため、特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項）である審査会の委員には適用がない。

審査請求人は、弁明書に対する反論書において「現に着用しているものもある」と主張するが、仮にそうだとした場合、特別職の地方公務員である審査会の委員に職員証を発行すべき根拠はなく、職員証に関する文書は作成しておらず、保有していない。

(オ) その他身分の取扱いに関する文書

本件委員委嘱後に、審査請求人が開示請求書で例示した文書以外の身分の取扱いに関する文書について、審査会の委員に対して交付していないため、作成しておらず、保有していない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(5) 審査請求人の労働関係法令に関する主張及びその他の主張について

審査請求人は、対象文書が不存在であれば、労働基準法又は雇用管理改善法に抵触する旨を主張するが、労働基準法上の労働者とは、業務遂行上使用者の指揮監督を受け、勤務時間についても拘束を受ける者を指すと解されているところ、審査会の委員はこれに該当せず、また、雇用管理改善法は地方公務員には適用されないため（同法第29条）、この主張は採用できない。

また、審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 5 月 6 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 6 月 14 日	・ 実施機関から反論書を受理
令 和 4 年 9 月 1 日	・ 実施機関から口頭意見陳述の記録を受理
令 和 6 年 10 月 8 日 ( 第 35 回 第 四 部 会 )	・ 審 議
令 和 6 年 11 月 7 日 ( 第 36 回 第 四 部 会 )	・ 審 議